

## 5-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

### 5-27-1 性能要件（視認等による審査）

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第18条第2項関係、細目告示第178条第8項関係）

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量2.8tを超えるもの
- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車
- ⑧ 大型特殊自動車
- ⑨ 小型特殊自動車
- ⑩ 最高速度20km/h未満の自動車
- ⑪ 被牽引自動車

(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第8項関係）

- ① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
- ② 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
- ③ 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であつて、4-27-1(3)の規定によるもの

[オフセット衝突時の乗員保護性能]

(3) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ない構造でなければならない。（保安基準第18条第3項関係、細目告示第178条第9項関係）

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの
- ② ①の自動車の形状に類する自動車
- ③ 車両総重量2.5tを超える自動車
- ④ ③の自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車
- ⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車
- ⑧ 大型特殊自動車
- ⑨ 小型特殊自動車

⑩ 被牽引自動車

- (4) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損うおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第9項関係)
- ① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
  - ② 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
  - ③ 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、4-27-1(6)に規定するもの

[側面衝突時の乗員保護性能]

- (5) 座席の地上面からの高さ(最後方かつ最低の位置に調節した座席の座面の最後端の位置における座面上方100mmの位置の地上面からの高さをいう。)が700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第4項関係、細目告示第178条第10項関係)
- ① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの
  - ② ①の自動車の形状に類する自動車
  - ③ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるもの
  - ④ ③の自動車の形状に類する自動車
  - ⑤ 二輪自動車
  - ⑥ 側車付二輪自動車
  - ⑦ 三輪自動車
  - ⑧ カタピラ及びそりを有する軽自動車
  - ⑨ 大型特殊自動車
  - ⑩ 小型特殊自動車
  - ⑪ 被牽引自動車
- (6) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第10項関係)
- ① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
  - ② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体
  - ③ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体
  - ④ 2-14-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、4-27-1(9)の規定によるもの

[歩行者保護性能]

- (7) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第5項関係、細目告示第178条第11項関係)

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの
  - ② ①の自動車の形状に類する自動車
  - ③ 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5 t 以下であり、かつ、ボンネットを有する自動車を除く。）
  - ④ ③の自動車の形状に類する自動車
  - ⑤ 二輪自動車
  - ⑥ 側車付二輪自動車
  - ⑦ カタピラ及びそりを有する軽自動車
  - ⑧ 大型特殊自動車
  - ⑨ 小型特殊自動車
  - ⑩ 最高速度 20km/h 未満の自動車
  - ⑪ 被牽引自動車
- (8) ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）及びバンパの表面に鋭い突起を有しない車枠及び車体は、(7)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第11項関係）

**5-27-2 欠番**

**5-27-3 欠番**

**5-27-4 適用関係の整理**

4-27-4の規定を適用する。